聖泉大学紀要委員会規程

(設置)

第1条 聖泉大学学則第37条第3項および聖泉大学短期大学部学則第36条 第3項に基づき、紀要委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(業務)

- 第2条 委員会は、聖泉大学および聖泉大学短期大学部における学術研究の成果を発行するため、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 紀要(聖泉論叢)の編集および発行
 - (2) その他の学術資料の発行
 - (3)他の大学および学術教育機関との学術資料の交換
 - (4) その他(1)~(3) に関する事項

(組織)

- 第3条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 紀要委員長
 - (2) 各学部教員から2名
 - (3) 学務課長
 - (4) その他学長が必要と認めた者

(仟期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の 任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、教授または准教授の中より学長がこれを任命する。
 - 2 委員長は委員会の会務を総理する。
 - 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその 職務を代行する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長は、必要に応じ、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を 聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、事務部長が指名する所轄部署において行う。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が定める。

(致廃)

第10条 この規程の改廃は、運営会議の議を経て学長が行う。

付 則

この規程は、平成16年6月15日から施行する。

付 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成20年6月3日から施行する。

聖泉論叢(聖泉大学紀要)編集細則

- 1. 聖泉論叢の編集は、紀要委員会(以下、委員会という)が行う。
- 2. 聖泉論叢は, 年1回, 年度内に発行する。

- 3. 聖泉論叢は、本学教員の学術研究の推進および他の大学ならびに学術教育機関との交流を図ることを目的として発行する。
- 4. 投稿原稿は、次の基準に従うものとする。
 - (1) 本学教職員(非常勤講師を含む), およびその者と共同研究者が連名で投稿する原稿
 - (2) 本学の各学科・センターの専門分野に関する学術論文
 - (3) 投稿規程の条件に従う原稿
 - (4) 国立情報学研究所の Web に掲載公開されることを了承した原稿
- 5. 投稿原稿は、大学と短大を分け、それぞれ論文と研究ノートとする。
- 6. 投稿原稿は、紀要委員会が依頼した査読者の審査を経た上で、紀要委員会の承認を経て掲載する。

7. 著作権

「聖泉論叢」に掲載された掲載論文,研究ノートの著作権は著者に帰属 する。

8. 原稿の電子化および電子化の許諾

国立情報学研究所は、聖泉大学からの申請に基づき、本紀要に掲載された原稿の一部又は全部を電子的に蓄積し、同研究所が行う情報提供サービスにより公開することができる。公開された内容について及び当該サービスの利用者が公開された内容を利用した結果について、聖泉大学は一切その責任を負わない。

投稿原稿の著者は、当該原稿の著作権者として、投稿に際し、前項について同意するものとする。特別な事情により前項前段について同意することが困難な場合は、著者と聖泉大学との間で協議の上措置する。

付 則

この細則は、平成16年7月27日から実施する。

付 則

この細則は、平成19年12月20日から実施する。